

## 身体的拘束等の適正化のための指針

### 1 身体的拘束廃止に関する基本的な考え方

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

#### (1) 身体的拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

#### (2) 身体的拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

##### ① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

##### ② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

##### ③ 一時性

身体拘束等が一時的であること。

#### (3) 日常的支援における留意事項

① 利用者主体の言動・尊厳ある支援に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

④ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体的拘束等の適正化委員会において検討する。

⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の支援をするよう努める。

### 2 身体拘束適正化検討委員会に関する事項

虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会規程に基づき「身体拘束適正化検討委員会」を設置・構成し、年1回以上開催する。身体拘束適正化検討委員会は、虐待防止委員会と一体的に設置・運営するものとする。

### 3 身体的拘束等の適正化のためのスタッフ研修に関する基本方針

身体的拘束等の適正化のためのスタッフ研修を原則年1回実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び身体拘束廃止を徹底するものとする。研修の実施内容については、『様式1 研修実施記録』等を用いて記録し、電磁的記録等により保存する。

この研修は、虐待防止のための研修と一体的に行うものとする。

- 4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  
当該利用者または他の利用者の生命や、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、次章の手順に従って実施する。
  
- 5 身体拘束発生時の対応に関する基本方針  
やむを得ず身体拘束等を行う必要性が生じるものと判断した場合、事業所責任者は、虐待防止責任者に報告する。  
虐待防止責任者は速やかに委員会を招集し、当該拘束の必要性や原因を慎重に検討するとともに、身体的拘束等を行う基準の3要件を全て満たしていたかを協議する。  
身体的拘束等の実施が委員会で決定した場合は、『別紙2 緊急やむを得ない身体拘束及び行動制限に関する同意書』を用いて、利用者及び利用者家族に対して必要性等を十分に説明し、署名を求めるものとする。  
当該利用者に対する身体拘束等は随時記録し、継続の場合も、早期解除に向けた協議を行う。協議、再検討の結果、身体拘束等の必要性がなくなったと判断された場合は、速やかに解除する。
  
- 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  
当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。
  
- 7 その他身体拘束廃止及び適正化のために必要な基本方針  
「3 身体的拘束等の適正化のためのスタッフ研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される身体拘束廃止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

附則 この指針は2023年9月1日より施行する。  
この指針は2024年12月1日より改定施行する。